

部名及び 担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担
<p>市長直轄組織 ⇒ 総合政策部 危機・安全管理 統括監</p> <p>政策監 危機管理監 管理監 総合政策部長 総合政策部次長 ⇒ 部次長級</p>	総括班	危機管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団（水防団）に関すること。 ・県、警察、消防署等の防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・本部の設置及び閉鎖に関すること。 ・市長直轄組織内の調整に関すること。 ・災害対策の総括に関すること。 ・電気、ガス、通信機関の情報に関すること。 ・ライフライン情報に関すること。 ・危険物施設の災害に関すること。 (消防本部) ・自衛隊の応援要請に関すること。 ・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関すること。
	渉外 広報班	広報課長 (秘書課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関に対する情報提供、連絡調整に関すること。 ・市民に対する情報周知に関すること。 ・市防災行政無線の利用に関すること。(甲南第一地域市民センター) ・災害にかかる広報・広聴に関すること。 ・災害の記録、撮影に関すること。 ・被災地の各種陳情及び慰問、見舞に関すること。
	情報 収集班	<p>政策推進課長 (情報政策課長)</p> <p>(公共交通推進室長) ⇒ 公共交通推進課 ※建設部へ</p> <p>(情報基盤整備推進室長) ⇒ 情報政策課編入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の情報収集及び取りまとめに関すること。 ・各部局への情報提供に関すること ・信楽高原鉄道並びに、公共交通機能の被害状況の情報収集及び使用可能性に関すること。 ⇒ 建設部へ ・水口庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線の確保 ・所管施設の被害調査・応急手当に関すること。 ・部内の調整に関すること。 ・公共交通機能の確保及び利活用に関すること ⇒ 建設部へ ・災害復興方針、計画に関すること。

部名及び担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担		
総務部 総務部長 総務部理事 総務部次長 総務部管理監 ⇒ 部次長級職員 会計管理組織	文書班	総務課長 (法務室長) ⇒ 総務課編入	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の調整に関すること。 ・災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関すること。 		
	職員班	職員課長 ⇒ 人事課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係職員地域派遣職員等、災害に従事する職員の動員に関すること。 ・他の部等への応援に関すること。 ・参集していない職員の安否確認に関すること ・災害派遣職員の身分取扱いに関すること。 ・公務災害補償に関すること。(消防団員も含む。) 		
	財政班	公有財産管理室長 ⇒ 公有財産管理課長 (財政課長) (契約検査課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報用車両及び災害時対応車両の確保及び配車に関すること。 ・災害関係の予算に関すること。 ・市有財産(行政財産を除く。)の管理に関すること。 		
	被害調査班	税務課長 (滞納債権対策課長) ⇒ 税務課編入	<ul style="list-style-type: none"> ・建物被害状況調査に関すること。 ・災害減免及び猶予に関すること。 ・り災証明の発行に関すること。 		
	会計班	会計課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な物品の出納に関すること。 ・義援金の受け入れ、保管に関すること。 ・災害関係経費の支出に関すること。 		
	市民環境部 市民環境部長 市民環境部次長 市民窓口センター所長 ⇒部次長級職員 各地域市民センター所長	避難所対策班	保険年金課長 (市民課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所対応に関すること。 ・市内避難所の総括に関すること。 ・避難所における物資供給等に関すること。 ・帰宅困難者の対応に関すること。 ・被災者等災害相談に関すること。 	
		市民生活班	市民課長 (人権推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の調整に関すること。 ・所管施設の災害復旧に関すること。 ・災害ボランティアの応援受付、対応に関すること。 ・外国人通訳(相談)に関すること。 	
		環境班	生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理に関すること。 ・遺体の安置に関すること。 ・災害廃棄物の処理に関すること。 ・廃棄物処理の協力応援体制に関すること。 ・身元不明者等の埋葬・火葬に関すること。 	
		すべて総合政策部へ	市民支援班	市民窓口センター所長 ⇒ 地域コミュニティ推進課長 各地域市民センター地域振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の連絡調整に関すること。 ・市民との連絡調整に関すること。 ・被災者窓口に関すること。 ・会計班との調整に関すること。
			調査応急対策班	地域コミュニティ推進室長 ⇒ 地域コミュニティ推進課長 各地域市民センター地域振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、下水道、水道等の被害の連絡調整に関すること。 ・所管施設の災害復旧に関すること。 ・物資調達配給班との調整に関すること。

部名及び 担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担
健康福祉部 健康福祉部長 健康福祉部次長 ⇒ 部次長級職員	福祉 救援班	社会福祉課長 (生活支援課長) (障がい福祉課長) (すこやか支援課長) (こども応援課長) ⇒ こども政策部へ (※子育て政策課) (発達支援課長) ⇒ こども政策部へ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者等への救護に関する事。 (救護班との調整、協力) と。 ・避難行動要支援者名簿登録者の確認に関する事。 ・災害ボランティア (福祉関係) に関する事。 ・部内の調整に関する事。 ・所管施設の災害復旧に関する事。 ・福祉避難所に関する事。 ・日赤奉仕団との調整に関する事。 ・行方不明者等の捜索、収容に関する事。 ・社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・被災者及び支援者への支援に関する事。 ・被災見舞金及び災害弔慰金の支給に関する事。 ・災害援護資金の貸付に関する事。 ・災害救助法に関する事。 ・災害孤児に関する事。 ⇒ こども政策部へ
	救護班	健康推進課長 健康医療政策課長 (長寿福祉課長) (すこやか支援課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・救急機関 (消防署含む) との連絡調整に関する事。 ・医療災害ボランティアに関する事。 ・医療機関及び保健所との連絡調整に関する事。 ・所管施設の災害復旧に関する事。 ・医療救護及び救護所の設置運営に関する事。 ・医療機材、医療品等の需給調整及び救護医療の受領、保管及び配分に関する事。 ・感染症予防対策に関する事。

部名及び 担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担
<p>こども政策部 部次長級職員</p>	<p>こども 支援班</p>	<p>子育て政策課長 (発達支援課長) (保育園幼稚園課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害孤児に関すること。 ※ 健康福祉部から
			<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査に関すること。 ※ 教育委員会から
			<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の災害復旧に関すること。 ※ 教育委員会から
			<ul style="list-style-type: none"> ・関係施設の避難所に関すること。 (学校教育班と連携すること) ※ 教育委員会から
<p>産業経済部 産業経済部長 産業経済部次長 農業委員会 事務局長 ⇒ 部次長級職員</p>	<p>農林 対応班</p>	<p>農村整備課長 (林業振興課長) (獣害特別対策室長) ⇒ 獣害対策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産関係被害状況調査に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・道路河川対応班及び上下水道部との連携に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・所轄避難施設の対応に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施設の災害復旧に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・林地崩壊対策に関すること。
	<p>物資 調達 配給班</p>	<p>商工政策課長 ⇒ 商工労政課長 (農業振興課長) (観光企画推進室長) ⇒ 観光企画推進課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ペット、家畜等動物の救護及び対策に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活物資の調達、配給に関すること。(総括)
			<ul style="list-style-type: none"> ・部内の調整に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の災害復旧に関すること。 ・避難世帯への生活・食料物資の調達、配給に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・日赤奉仕団、給食センターとの食料調整に関すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・義援品(医療品、医療機材、建築資材等の特定品を除く。)の受け入れに関すること。 			

部名及び 担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担
建設部 建設部長 建設部次長 ⇒ 部次長級職員	道路 河川 対応班	建設管理課長 (建設事業課長) (公共交通推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川等関係の被害状況調査に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・通行不能箇所の調査及び対策に関する事。(警察との連携。)
			<ul style="list-style-type: none"> ・部内の調整に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路確保に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・建設業者等への応援依頼等、連絡調整に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急建設資材等の調達に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川等関係の災害復旧に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・土石流、地すべり崩壊、急傾斜地対策に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・信楽高原鐵道並びに、公共交通機能の被害状況の情報収集及び使用可能性に関する事。 ※総合政策部から
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機能の確保及び利活用に関する事 ※総合政策部から 		
	住宅 対応班	住宅建築課長 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管避難施設の対応に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の災害復旧に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・被害住宅相談及び診断に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・宅地崩壊対策に関する事。
<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊建築廃材対応に関する事。(環境班との連携) 			
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急建設資材等の調達に関する事。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅建設に関する事。 ・仮設住宅入居に関する事。 			
上下水道部 上下水道部長 上下水道部理事 上下水道部次長 ⇒ 部次長級職員	上水道班	上水道課長 (上下水道総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害調査に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・部内の調整に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の市民への供給に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急配水資材等の調達に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の災害復旧に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事業による配給水の広報に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・上水道に係る相談に関する事。
	下水道班	下水道課長 (上下水道総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の災害復旧に関する事。
			<ul style="list-style-type: none"> ・下水道に係る相談に関する事。

部名及び 担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担
教育委員会事務局 教育部長 教育部次長 管理監 ⇒ 部次長級職員	学校教育班	教育総務課長 (学校教育課長) (こども未来課長) ⇒ 保育幼稚園課 ※こども政策部へ	・学校施設等の被害調査に関する事。 ⇒ 保育園幼稚園に関しては、こども政策部へ
			・教育関係施設の避難所に関する事。(こども支援班と連携すること) ⇒ 保育園幼稚園に関しては、こども政策部へ
			・部内の調整に関する事。
			・避難所対策班との連絡調整に関する事。
			・学校施設等の災害復旧に関する事。 ⇒ 保育園幼稚園に関しては、こども政策部へ
	・教育関係義援金の受領、保管及び配分に関する事。		
	食料支援班	信楽学校給食センター所長 ⇒ 教育総務課長 (各学校給食センター所長)	・学校給食センターの管理運営に関する事
			・他の給食センターとの連絡調整に関する事。
			・物資調達配給班との調整に関する事。
			・食料支援に関する事。
社会施設班	社会教育課長 (文化スポーツ振興課長) (歴史文化財課長)	・所管施設の被害調査に関する事。	
		・避難所対策班との連絡調整に関する事。	
		・所管施設の災害復旧に関する事。	
		・関係施設の避難所に関する事。	
議会事務局部 議会事務局長 監査委員事務局長	議会班	議事課長	・市議会等の連絡調整に関する事。
			・他班への応援に関する事。
病院部 ⇒ 健康福祉部へ 信楽中央病院 事務部長 水口医療介護 センター事務部長 信楽中央病院 事務部次長 水口医療介護 センター事務次長 ⇒ 部次長級職員	病院班	信楽中央病院長 水口医療介護 センター長 (医長) (事務長) (医療技術部長) (看護部長)	・救急医療に関する事。
			・病院施設の被害調査に関する事。
			・病院施設の災害復旧に関する事。
			・救護班との連絡調整に関する事。
消防部 消防団長 副団長	消防団	各方面隊長 女性消防隊長	・災害の防ぎよに関する事。
			・災害の応急措置に関する事。
			・救助活動支援に関する事。

※ 各班の所掌事務分担表以外の事務分担は、市行政組織規則の分掌事務等によるものとする。